



「とちぎ笑顔つぎつぎカード」 使用可能エリア拡大

子育て世帯の方が協賛店舗等において割引などの優遇が受けられる「とちぎ笑顔つぎつぎカード」が、平成28年4月から全国41の道府県で使えるようになりました。

なお、県外でカードを使用するためには、原則として全国共通ロゴマークの表示が必要になります。

▼拡大エリア 福島県、茨城県、群馬県、新潟県、埼玉県、栃木県、群馬県、新潟県、埼玉県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、岐阜県、長野県、山梨県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

▼必要な手続き
○カードをお持ちの方

子育て世帯の方が協賛店舗等において割引などの優遇が受けられる「とちぎ笑顔つぎつぎカード」が、平成28年4月から全国41の道府県で使えるようになりました。

なお、県外でカードを使用するためには、原則として全国共通ロゴマークの表示が必要になります。

▼拡大エリア 福島県、茨城県、群馬県、新潟県、埼玉県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、岐阜県、長野県、山梨県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

▼必要な手続き
○カードをお持ちでない方
18歳までのお子さんのいる世帯または妊娠中の方のいる世帯の方は、こども未来課または各支所の窓口でお受け取りください。

▼問合せ
こども未来クラブ
☎028-643-1006
こども未来課こども政策係
☎028-6959

『こども医療費現物給付』の範囲を 県内全域に拡大



子育て世帯の負担軽減を図るため、平成28年4月診療分から、未就学児だけでなく、18歳までのすべてのお子さんが、栃木県内全域の医療機関等において、保険診療分を無料を受診できる（現物給付）ようになりました。

今回範囲拡大の対象となる小学校1年生から18歳までのお子さんがある世帯には、新しい受給資格証をお送りしていますので、受診の際は新しい受給資格証と保険証を医療機関等の窓口へ提示してください。

なお、栃木県外の医療機関等で受診した場合は、窓口で負担した保険診療分の医療費を後日償還払い（申請）により助成しますので、受診月の翌月10日以降に、こども未来課または各支所の窓口で申請してください。

▼その他のお知らせ 平成28年4月から入院時食事療養費は助成対象外となりました。

▼問合せ こども未来課こども政策係 ☎028-6959

マイナンバー(個人番号) カード交付のお知らせ

交付準備ができた方へ順次、「交付準備書（ハガキ）」を送付しています。

マイナンバーカードの受け取りは、原則申請者と本人となり、必要な書類をはじめ、厳格な手続きが必要です。本人確認のため、個人番号カードの顔写真と申請者の方の顔を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

必要な書類については、通知カードに同封されているパンフレット7ページをご覧ください。住民生活課までご連絡ください。

カード交付は予約制
マイナンバーカードの交付手続

年金生活者等支援臨時福祉給付金 (高齢者向け)のお知らせ

高齢者を支援し、個人消費の下支えになるよう、平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方に3万円を支給します。(一回のみの支給)

▼申請方法
該当すると思われる方へ、4月上旬に町から申請書を郵送する予定です。届いた申請書を返信していた

きは、必ず予約のうえ、予約時間に来庁願います。ご予約なく来庁いただくと、当日交付ができない場合がありますのでご了承ください。

カード交付の休日窓口開設

平日にマイナンバーカードの受け取りができない方は、次の日程で休日窓口を開設しています。必ず予約願います。

▼日時 4月24日(月)、5月29日(日)午前9時から午後3時30分まで

▼場所 住民生活課

通知カードを 受け取っていない方へ

通知カードをまだお受け取りになっていない方は、5月31日(火)までに住民生活課までご連絡ください。

▼問合せ 住民生活課住民年金係 ☎028-6908

だき、申請受付から概ね一カ月程度で支給します。

▼問合せ
総務課総務防災係
☎028-6901
厚生労働省の相談窓口
☎0570-037-192
午前9時～午後6時(平日のみ)